

伊丹市中小企業勤労者福祉共済条例を廃止する条例の制定について

伊丹市中小企業勤労者福祉共済条例を廃止する条例を別記のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

伊丹市長 藤原保幸

理由

伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業を廃止するため。

伊丹市中小企業勤労者福祉共済条例を廃止する条例（令和 2 年伊丹市条例第 号）

伊丹市中小企業勤労者福祉共済条例（昭和 4 7 年伊丹市条例第 1 号）は，廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし，付則第 7 項の規定は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に給付事由の発生した伊丹市中小企業勤労者福祉共済条例第 6 条第 1 項（同条例第 1 1 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する給付金の支給及び請求並びに返還については，なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日に貸し付けた伊丹市中小企業勤労者福祉共済条例第 7 条第 1 項（同条例第 1 1 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一般貸付金又は特別貸付金の償還及び返還については，なお従前の例による。

（伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計条例の廃止）

4 伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計条例（昭和 4 7 年伊丹市条例第 7 号）は，廃止する。

（伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置）

5 前項の規定による廃止前の伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計条例に基づく伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計の令和 2 年度の収入及び支出については，なお従前の例による。

（伊丹市中小企業勤労者福祉共済基金の設置，管理および処分に関する条例の一部改正）

6 伊丹市中小企業勤労者福祉共済基金の設置，管理および処分に関する条例（昭和 4 8 年伊丹市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算（以下「予算」という。）」を「予算」に改める。

（伊丹市中小企業勤労者福祉共済基金の設置，管理および処分に関する条例の廃止）

7 伊丹市中小企業勤労者福祉共済基金の設置，管理および処分に関する条例は，廃止する。